日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例規則の一部改正について（趣旨）

１．目的・理由

平成30年第３回市議会定例会で「日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、が公布されたことから、当該条例施行規則に関し所要の改正を行うこと。

２．内容

「番号法別表第１の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の改正に準じて、条例別表第１の７の項に規定する規則で定める事務に、「生活保護法第 55 条の５第１項の規定に準じて行う外国人の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務」を追加するなど、所要の改正を行うこと。

３．施行の時期

公布の日（平成30年９月28日）

４．意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第３７条第４項第１号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

平成30年第３回市議会定例会で「日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、同条例の施行日と同日付けで本規則を施行する必要があるため。